

重層的支援体制整備事業

実施計画

計画期間

令和4（2022）年度から

令和7（2025）年度まで

令和4年3月

音更町

〇はじめに

(1) 計画策定に当たって

町では、平成31年2月に新総合計画策定の方針を決定し、「まちづくり町民アンケート」の実施や、総合計画審議会での審議のほか、町民ワークショップ、SDGsに関するセミナーなどを開催し、令和3年3月に、地域福祉計画を包含する「第6期音更町総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定しました。

他方、国では、地域共生社会の実現のために、社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という。）が創設されたことから、町では、総合計画の記載内容を基に検討を重ねた結果、重層事業を実施し、複雑化・複合化した課題に取り組むこととしました。

本計画は、国が定める重層事業のガイドラインや各種の通知に基づき、重層事業の実施に当たっての基本方針、実施体制等に関することを定めるために策定するものです。

(2) 計画の位置付け及び期間

総合計画は、長期的展望に立ってまちの将来像を描き、その実現のために、まちづくりの全分野にわたって目指す方向性や取り組む内容を示すもので、本町における全ての個別計画や施策の基本となる最上位計画です。また、総合計画は、地域福祉計画を包含しています。

本計画は、総合計画や、高齢者に関する計画、障がい者に関する計画等の個別計画に定めるもののうち、重層事業の実施に関する具体的な事項を定めるものです。

本計画の期間は、4年間（令和4年度から令和7年度まで）とします。

1 基本方針

総合計画においては、「健やかで心ふれあう、やさしさに満ちたまち」を基本目標の1つに掲げ、次のように記載しています。

『全ての町民が心身ともに健やかに過ごせるまちを目指して、出産・育児に希望の持てる子育て環境の整備や支援の充実、町内における医療機関の充実、健康増進に向けた取組（健康無関心層の行動変容、病気の予防や体力づくり、健診・検診の充実など）などを展開します。健康寿命を延ばすことで、誰かに支えられる立場から、誰かを支える立場になる人を増やします。

健康や経済のリスクについての個々の学びを支援するとともに、コミュニティによる社会的弱者の見守りや生活支援、生活困窮者に対する総合的なセーフティネットの整備、高齢者や障がい者、社会的少数者であっても誰もが生き生きと活躍でき、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる多様性のある社会づくりに取り組みます。』

また、地域福祉について、次のように記載しています。

『急速な人口減少・少子高齢化の進展により、社会構造が大きく変化し、貧困、孤独死、自殺、ひきこもり、DV、差別など、子どもから高齢者まで世代や性別、その他属性を問わず様々な問題を抱える人が増加しています。

個々が抱える様々な分野の課題が複雑化・複合化していることに加え、地域コミュニティの弱体化や個々の意識の変容などにより、課題解決がさらに困難となっていることから、迅速かつ的確な対応が求められています。』

これらの記載は、「個人が抱える課題」と「地域が抱える課題」に分けることができますが、個人のまとまりが地域だとすると、個人の課題を解決しなければ、地域の課題は解決しないといえます。一方で、地域での居場所や活躍できる場所がなければ、言い換えると地域の課題が解決しなければ、個人の課題が解決しないともいえます。

このことに着目し、本計画では、個人と地域の両方の課題に、行政や民間の事業者等が連携・協働して取り組むことにより、それぞれの取組があいまって、必要な人・場所に必要な支援を届けることを基本方針とします。

2 実施体制

(1) 実施の流れ

次に掲げる取組、支援等の重層的かつ一体的な実施を図ります。

- ア 相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的相談支援事業において、包括的に相談を受け止めます。
- イ 受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携の下での支援を目指します。
- ウ また、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により自ら相談することが難しい人の把握に努め、関係性の構築を図ります。
- エ 社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業により、本人の希望と社会資源の調整を図ります。
- オ 地域づくり事業を通じて、町民同士の支え合う関係を育むとともに、支え合う場の確保を図ります。

(2) 各事業の実施体制

ア 包括的相談支援事業

既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野の相談機関や窓口の機能を活かしつつ、これまでの「縦割りの相談窓口」から、「断らない相談窓口」として、担当分野以外の相談内容も包括的に受け止めます。

また、それぞれの相談窓口の対応力を高めるために、分野横断的に研修会・勉強会を実施します。

他の分野や多機関協働事業との連携が必要な相談については、年間約40件程度と見込みます。

○ 相談機関（窓口）

主分野等	窓口の名称等
介護 (3か所)	<p>(事業者1)</p> <p>名 称 地域包括支援センターらんらん 実施機関 社会福祉法人音更町柏寿協会（委託） 住 所 柏寿台1番地5 連 絡 先 電話 67-7090 FAX 67-7640 対象圏域 音更中学校区・駒場中学校区</p> <p>(事業者2)</p> <p>名 称 地域包括支援センターほほえみ 実施機関 公益財団法人北海道医療団（委託） 住 所 共栄台西12丁目7番地7 連 絡 先 電話 32-5151 FAX 30-1122 対象圏域 共栄中学校区・下音更中学校区の一部</p> <p>(事業者3)</p> <p>名 称 地域包括支援センターロータス音更 実施機関 社会福祉法人手稲ロータス会（委託） 住 所 中鈴蘭元町2番地9 連 絡 先 電話 67-7863 FAX 67-7862 対象圏域 緑南中学校区・下音更中学校区の一部</p> <p>○ 主な内容</p> <p>地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な支援機関、サービス等につなげるほか、各町内会や民生委員などの関係団体への会議に参加して生活状況等の情報を得るなど、潜在的な支援ニーズの把握や、支援の必要な人の早期発見に努めます。また、認知症などにより判断能力の低下が見られる人を支援する成年後見制度の利用促進、特殊詐欺の被害を未然に防止する消費者被害の防止等の取組を行います。</p>

主分野等	窓口の名称等
障がい (1か所)	<p> 名 称 障がい者基幹相談支援センター 実施機関 社会福祉法人慧誠会（委託） 住 所 元町2番地(役場庁舎1階福祉課) 連絡先 電話 42-2111(内線512) FAX 42-5160 対象圏域 町内一円 </p> <p> ○ 主な内容 福祉サービスの利用のほか、健康、対人関係、日常生活、家計、子育て・介護、社会参加などに関する相談支援を行うほか、支援計画の作成や、モニタリング（定期的なサービスの確認）を行います。また、発達に不安のある児童の心理発達検査を行い、保護者への助言やカウンセリングを行います。 </p>
子ども (1か所)	<p> 名 称 こども家庭センター 実施機関 町（直営） 住 所 新通8丁目5番地(保健センター) 連絡先 電話 42-6200 FAX 42-2713 対象圏域 町内一円 </p> <p> ○ 主な内容 全ての子ども（0歳から18歳まで）と妊産婦を対象に、妊娠や出産、子育てのワンストップ相談窓口として、保健師、助産師、管理栄養士、社会福祉士等が対応して相談支援を行います。また、養育環境が心配な家庭には、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門的な支援を行います。 </p>

主分野等	窓口の名称等
生活困窮 (1か所)	<p> 名 称 せいかつ相談窓口 実施機関 有限会社ウィルワーク (委託) 住 所 元町2番地(役場庁舎1階福祉課) 連絡先 電話 42-2111(内線525) FAX 42-5160 対象圏域 町内一円 </p> <p> ○ 主な内容 生活に困窮している人の相談を受け、助言やいろいろな制度の情報提供等を行うほか、専門的な支援が必要な人には、個人情報の取扱いに留意した上で、北海道が設置する自立相談支援機関と連携し、対応に当たります。また、関係機関からの情報収集に努め、電話相談、訪問相談を行うなど、生活に困窮している人の早期発見に努めます。 </p>

イ 地域づくり事業

既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野の事業の連携を一体的に実施して、地域社会からの孤立者の発生防止、地域における他世代の交流や多様な活躍の場を創出する地域づくりに向けた支援を実施します。

○ 地域づくり事業一覧

分野	事業名称等
介護	事業名称 生きいきポイント事業 実施機関 社会福祉法人音更町社会福祉協議会（委託） 住 所 大通11丁目1番地 連絡先 電話 42-2400 FAX 42-5481 ○ 主な内容 65歳以上の方が、町内の介護施設などでボランティア活動を行い、実績に応じて貯めたポイント数に応じて換金することができます。対象となる活動は、地域交流サロンの運営、行事の会場設営、余興の披露、お茶出しや配膳、洗濯物の整理、入所者の話相手、子どもたちとのふれあい、絵本の読み聞かせ、昔の遊びの伝承など多岐にわたります。
	事業名称 生活支援体制整備事業 実施機関 社会福祉法人音更町社会福祉協議会（委託） 住 所 大通11丁目1番地 連絡先 電話 42-2400 FAX 42-5481 ○ 主な内容 日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために生活支援体制の充実及び強化や地域における支え合いの体制づくりを推進する事業です。多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化等を推進する生活支援コーディネーターを配置するほか、連携強化の場として協議体を設置して多様な主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進します。

分野	事業名称・内容等
障がい	<p>事業名称 地域活動支援センター事業</p> <p>実施機関 特定非営利活動法人どんぐりの家福祉会（委託）</p> <p>（事業所1）</p> <p>名 称 地域活動支援センターどんぐりの家</p> <p>住 所 東通12丁目5番地</p> <p>連 絡 先 電話 65-0841 FAX 65-0841</p> <p>（事業所2）</p> <p>名 称 地域活動支援センターこんにち庵</p> <p>住 所 木野大通東9丁目1番地25</p> <p>連 絡 先 電話 30-3411 FAX 30-3411</p> <p>○ 主な内容</p> <p>障がい者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、地域社会との交流事業を行い、障がい者等の地域生活を支援しています。</p>
子ども	<p>事業名称 地域子育て支援拠点事業</p> <p>（事業所1）</p> <p>名 称 子育て支援センターすずらん</p> <p>実施機関 社会福祉法人大谷菩提樹会（委託）</p> <p>住 所 中鈴蘭元町2番地10</p> <p>連 絡 先 電話 30-1888 FAX 31-1888</p> <p>（事業所2）</p> <p>名 称 きの子育て支援センター</p> <p>実施機関 社会福祉法人大谷菩提樹会（委託）</p> <p>住 所 木野東通4丁目2番地</p> <p>連 絡 先 電話 30-2501 FAX 67-7300</p> <p>（事業所3）</p> <p>名 称 音更子育て支援センター</p> <p>実施機関 社会福祉法人音更福祉事業協会（委託）</p> <p>住 所 新通9丁目3番地</p> <p>連 絡 先 電話 42-2277 FAX 42-2313</p>

分野	事業名称・内容等
子ども	<p>(事業所4)</p> <p>名 称 柳町子育て支援センター</p> <p>実施機関 学校法人帯広葵学園 (委託)</p> <p>住 所 柳町仲区16番地</p> <p>連 絡 先 電話 30-4152 FAX 31-6331</p> <p>○ 主な内容</p> <p>認定こども園、保育園等に隣接する子育て支援センターにおいて、親子がいろいろな遊びを楽しみ、交流を深めて子育ての輪を広げる場です。子どもとの関わり方や遊び方を知り、親子のふれあいや親同士の情報交換など子育てを応援します。</p>
生活 困窮	<p>事業名称 コミュニティサポート事業</p> <p>実施機関 社会福祉法人音更町社会福祉協議会 (委託)</p> <p>住 所 大通11丁目1番地</p> <p>連 絡 先 電話 42-2400 FAX 42-5481</p> <p>○ 主な内容</p> <p>多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、課題を抱える住民と地域活動をマッチングするための情報提供や、多様な住民同士が交流でき、属性や世代によらず利用できる地域サロンなどの拠点の運営支援、新たな交流拠点の開設等の支援を行うことにより、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくりを推進し、共助の取組の活性化を図るほか、地域での見守りを希望する人を対象に、地域住民(サポーター)の協力を得て、定期的な訪問等を行うことにより、地域における共助の基盤づくりや住民同士の新たな支え合いを支援します。</p>

ウ 多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業
町の介護、障がい、子ども、生活困窮の担当課に、包括化推進員を配置します（計4人）。包括化推進員は、複雑化・複合化したケースを担当し、情報を集約するほか、課題の把握、支援プランの作成を行い、関係機関によるケース会議（重層的支援会議）を開催して役割分担や連携方法を決めるなど、各分野の連携・協働による包括的な支援のための中心的な役割を担います。また、複雑化・複合化した困りごとを抱えているために、必要な支援が届いていない人に訪問等により支援を届けるほか、社会参加や居場所づくりが必要なケースについては、本人と受入先の環境調整や定期訪問等のフォローアップを行います。

包括化推進員が担当するケースは、年間約10件程度と見込みます。

○ 社会参加や居場所づくりとして想定される主な事業等

項目	内容等
包括的相談支援事業	上記アの包括的相談支援事業を行う各担当課、各受託事業者と連携して、各相談窓口が持つノウハウを活用します。
地域づくり事業その他の事業	<p>上記イの地域づくり事業を行う各担当課、各受託事業者等が連携して、それぞれの既存事業で対応できない場合は、部分的な見直し等の調整を行い、オーダーメイドの支援につなげます。</p> <p>特に次の事業等の活用が考えられます。</p> <p>(1) 地域交流サロン事業 町内会等の小地域単位で、地域の有志の方によりサロンを運営する事業です。主に、月1・2回のペースで開催されています。参加者の対象に制限はなく、誰でも参加できます。また、参加者から困りごとの相談があった場合は、サロンスタッフを通じて音更町社会福祉協議会へ相談が寄せられます。</p> <p>実施機関 社会福祉法人音更町社会福祉協議会 住 所 大通11丁目1番地 連 絡 先 電話 42-2400 FAX 42-5481</p>

項目	内容等
	<p>(2) 子育てサロンくるみ 保育士やボランティアママ等が中心となり、地域の中で子育てを支え合える場を目指して、子育て相談を中心に育児支援を行っています。</p> <p>実施機関 中村友子</p> <p>住 所 東通13丁目3番地</p> <p>連絡先 電話 080-6078-2011</p> <p>(3) 地域農園事業 生活の基盤となる身近な地域において、農作業を通じて外出の機会、社会参加の場を創出する事業です。活動を通じた参加者同士の「支え合い」の関係構築を目的として、音更町社会福祉協議会が中心となり実施しています。</p> <p>実施機関 社会福祉法人音更町社会福祉協議会</p> <p>住 所 大通11丁目1番地</p> <p>連絡先 電話 42-2400 FAX 42-5481</p> <p>(4) ふれあいの家 空き家を活用して、「気軽に集まれる、地域の身近で小さな拠点、住民主体」を基本に、交流の場を提供しています。</p> <p>実施機関 社会福祉法人音更町社会福祉協議会</p> <p>住 所 大通11丁目1番地</p> <p>連絡先 電話 42-2400 FAX 42-5481</p> <p>(5) 喫茶はっぴ〜 ボランティア、地域住民交流、障がい者の就労や社会参加を目的に運営している喫茶店です。</p> <p>実施機関 社会福祉法人音更町社会福祉協議会</p> <p>住 所 大通11丁目1番地</p> <p>連絡先 電話 42-2400 FAX 42-5481</p>

(6) 子ども食堂 小学校区や一定の地区を単位とし、団体や有志の方により、無料又は低額で食事を提供する事業です。主に、月1・2回のペースで開催され、子どもだけでなくその保護者や地域の方も利用でき、音更町社会福祉協議会が支援を行っています。

実施機関 社会福祉法人音更町社会福祉協議会

住 所 大通11丁目1番地

連絡先 電話42-2400 F A X 42-5481

※ 上記の他、ケースの状況に応じて、既存の様々な事業等のうち社会参加や居場所となり得るものについては、関係機関との協議・調整を図ります。

○ 重層的支援会議（関係機関間の連携方法等）について

項目	内容
目的	<p>包括化推進員が多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業等を通して集約した情報、把握した課題、本人の意向、作成した支援プラン等について、協議し支援関係機関の役割分担や連携方法を決定し、関係機関の協力の下、包括的な支援につなげることを目的とします。</p>
組織	<p>会長を町保健福祉部長とします。会長に事故があるとき等は町福祉課長がその職務を代理します。</p>
構成員	<p>包括化推進員のほか、主に相談を受け止めた包括的相談支援事業や、支援を行う地域づくり事業の各担当課・各受託事業者の参加が想定されます。また、例えば、生活保護の利用が検討される場合にあっては生活保護実施機関、地域での見守りが検討される場合にあっては地域の民生委員・児童委員、学齢児童がいる場合にあっては小中学校や教育委員会など、ケースの状況に応じ選定します。なお、支援を必要とする本人の参加については、参加の有益性などを考慮して、必要な場合には本人の意向を確認しながら決定します。</p>
開催方法	<p>会長が、ケースの状況等を応じた構成員に参加を依頼して開催します。</p>
開催時期	<p>主として、プランの策定・変更時や、包括化推進による支援を終結しようとする時が想定されますが、必要に応じて随時開催することとします。</p>
その他	<p>会議を開催する時期でなくとも情報共有等が必要な場合は、包括化推進員から関係機関に連絡をするなど、包括化推進員を中心に関係機関との一体的な連携を行います。</p>

3 地域包括ケアシステムとの関係

地域包括ケアシステムは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。本町では、町民の世代を山に見立て、「裾野」の現役世代には自主的な健康づくり、「山腹」の元気な高齢者には連携による地域での支え合い、そして「山頂」の支援が必要な高齢者には医療と介護の専門職の連携を、それぞれ推進するために各種取組を実施しています。

地域包括ケアシステムと地域共生社会とは、理念の異なるものではありませんが、個々の取組については、特に山腹や裾野の部分において両方の理念をも推進することができるものが多くあります。

したがって、重層事業の実施に当たっては、構築された地域包括ケアシステムを維持・持続しながら、高齢者のほか、障がい者や子どもにも取組の対象を広げ、発展させていくよう努めることとします。

4 計画の推進

(1) P D C Aサイクルに基づく計画の効果的な推進

本計画の効果的な推進のため、P D C Aサイクルによる進行管理を行います。P D C Aサイクルは、目的実現のために立てられた計画（Plan）に基づいて施策を進め（Do）、設定した目標指標の達成度などを客観的に評価（Check）し、必要に応じて推進方法等を見直し、次の展開に反映（Action）していくことです。

(2) 計画の見直し

本計画は、推進状況の結果などを踏まえ、より一層町民の福祉の向上を図ることができる計画にしていきます。また、総合計画や、各分野の個別計画の見直し等に伴い、変更が必要となる場合は、計画の変更を検討します。